

重症心身障がい・医療的ケア部会設置要綱

(設置)

第1 岐阜県障がい者総合支援懇話会設置要綱第5条第3項の規定により、重症心身障がい・医療的ケア部会を設置する。

(目的)

第2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の6第2項の規定に基づき、日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児者及び重症心身障がい児者の支援に係る各専門職種、支援機関等の連携体制の構築や、支援人材の育成・確保対策等について、保健・医療・障害福祉・保育・教育等関係者の専門的意見を反映させるため、「重症心身障がい・医療的ケア部会（以下、「部会」という。）」を設置する。

(検討事項)

第3 部会は、次に掲げる事項を検討する。

- 1 各専門職、支援機関等の連携体制に関する事項
- 2 支援人材の育成・確保対策に関する事項
- 3 支援サービスの充実に関する事項
- 4 その他重症心身障がい児者及び医療的ケアを要する障がい児者の支援のために必要な事項

(構成員)

第4 部会は、別表に掲げる機関・団体において、日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児者及び重症心身障がい児者の支援に携わる者により構成する。

(事務局)

第5 部会の事務局は、岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課において処理する。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は関係機関の協議により定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月8日から施行する。

別 表

一般社団法人岐阜県医師会
国立大学法人東海国立大学機構
岐阜大学医学系研究科（小児在宅医療教育支援センター）
独立行政法人国立病院機構 長良医療センター
地方独立行政法人岐阜県総合医療センター
岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター
医療法人社団英集会 福富医院（民間医療機関）
公益社団法人岐阜県看護協会
一般社団法人岐阜県訪問看護ステーション連絡協議会
大垣市民病院
株式会社やすらぎ 訪問看護ステーションやすらぎ（訪問リハビリ）
社会福祉法人あゆみの家（生活介護）
特定非営利活動法人在宅支援グループみんなの手（訪問介護）
一般社団法人ぎふケアマネジメントネットワーク
岐阜県相談支援事業者連絡協議会
社会福祉法人豊誠会 岐南さくら発達支援事業所（児童発達支援）
岐阜県特別支援学校長会
岐阜市福祉部福祉事務所 障がい福祉課
岐阜市子ども未来部 子ども・若者総合支援センター エールぎふ
岐阜市保健衛生部保健所 地域保健課
岐阜県健康福祉部 (医療整備課、医療福祉連携推進課、保健医療課、障害福祉課)
岐阜県子ども・女性局 子育て支援課
岐阜県教育委員会 特別支援教育課
岐阜地域福祉事務所
県事務所 (西濃県事務所、可茂県事務所、東濃県事務所、飛騨県事務所)
保健所 (岐阜保健所、西濃保健所、関保健所、可茂保健所、東濃保健所、恵那保健所、飛騨保健所)

順不同